

○大府市自治会等集会施設建築事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大府市自治会等集会施設建築事業補助金（以下「補助金」という。）について、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会等 自治会、町内会、隣組、地縁組織及び集合住宅の組織をいう。
- (2) 補助事業団体 単独又は複数の団体で構成される自治会等のうち、補助事業に対し、意思の統一がある団体をいう。
- (3) 集会施設 補助事業団体が管理し、当該地区の住民が会議、社会教育活動、レクリエーション等の目的で健全な地域活動の用に供する施設をいう。
- (4) 新築工事 集会施設を新たに建築する工事のうち、延床面積が33平方メートル以上で、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する確認の申請書（以下「確認申請書」という。）を要し、確認申請書の工事種別が、「新築」であるものをいう。
- (5) 増築工事 集会施設に接続して建て増しする工事のうち、延床面積が33平方メートル以上で、確認申請書の工事種別が、「増築」であるものをいう。
- (6) 改築工事 集会施設の一部を取り壊し、かつ、その部分に改めて建築する工事のうち、延床面積が33平方メートル以上で、確認申請書の工事種別が、「改築」であるものをいう。
- (7) 取得事業 延床面積が33平方メートル以上の既存の建物を、集会施設として購入すること（集合住宅の区分所有権及び中古建物を含む。）をいう。
- (8) 改修工事 1件30万円以上の集会施設の修繕、模様替えその他集会施設の本来の機能を維持するための改良工事をいう。
- (9) 解体工事 既存の集会施設について、全部を取り壊す工事をいう。
- (10) 耐震診断事業 昭和56年5月31日以前に建築された集会施設を調査し、地震に対する安全性を評価することをいう。

(対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となる団体は、補助事業団体のうち、市長が認めた団体とする。ただし、社宅又は公営住宅等で構成されるものは、補助金の交付の対象としない。

(対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、第2条第4号から第10号までに掲げる工事及び事業とする。

(対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、別表第1のとおりとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表第2のとおりとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助事業団体は、工事又は事業に着手する前に補助金等交付申請書に、別表第3に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の請求)

第8条 補助金の交付の決定を受けた補助事業団体が、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書に、別表第4に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第9条 補助事業団体は、この要綱に基づく補助事業により取得した集会施設を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、健全な自治活動を助長するよう十分留意し、効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業の対象となった集会施設は、市長の承認を受けないで他人に譲渡し、交換し、又は貸し付け、若しくは担保に供してはならない。

(集会施設の表示)

第10条 補助事業団体は、第8条の補助金交付請求書を提出する前に、当該集会施設の正面に、集会施設の名称を掲げなければならない。

(関係書類の整備等)

第11条 補助事業団体は、補助事業に係る収支を記載した帳簿を備えるとともに、その証拠となる書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業実施の翌年度から5年間保存しなければならない。

2 補助事業に係る支出が完了したときは、速やかに、その証拠となる書類の写しを、市長に提出しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和55年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第4条、第5条関係）

対象事業	対象経費
新築工事 増築工事 改築工事	建物の本体に係る工事費用（外構工事費、造成工事費、土地購入費及び備品購入費を除く。）及び設計監理に係る費用
取得事業	建物の取得に係る費用（土地購入費及び備品購入費を除く。）
改修工事	建物の改修に係る費用（外構工事費、造成工事費、土地購入費及び備品購入費を除く。ただし、バリアフリー化に係る外構工事費及び下水道への接続工事費は、対象とする。） 建物本体の耐震補強に係る費用
解体工事	建物本体の解体に係る費用（解体工事に起因して生じた瓦礫 ^{れき} その他廃材の処理並びに建物内の既存設備の処分に係る費用を含む。）
耐震診断事業	建物本体の耐震診断に係る費用

別表第2（第6条関係）

対象事業	補助率	限度額
新築工事	対象経費の2分の1	600万円
増築工事	対象経費の2分の1	200万円
改築工事	対象経費の2分の1	600万円
取得事業	対象経費の2分の1	600万円。ただし、購入する建物が中古建物のときは、次の計算式により算出した額を限度額とする。 $\{1 - (0.8 \times \text{経過年数}) \div \text{耐用年数}\} \times 600 \text{万円}$ 耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に規定する耐用年数とする。
改修工事	対象経費の2分の1	200万円
解体工事	対象経費の2分の1	300万円
耐震診断事業	対象経費の2分の1	30万円

備考 この表の規定により算出した額に、1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

